

受託事業実施報告書
キリンソウDNA品種識別技術の妥当性の検証

平成 28 年 3 月 10 日

特定非営利活動法人 DNA 鑑定学会

目 次

「DNA品種識別技術の妥当性の検証」実施の概要	3
DNA分析によるキリンソウの品種識別手法の 妥当性確認方法の決定	5
「DNA分析によるキリンソウ品種の識別手法」の妥当性確認試験	9

添付資料

1. DNA鑑定サービスまでのジョブフローと規則
2. SSRマーカー及びSTSマーカーによる常緑キリンソウ品種のDNA品種識別マニュアル
3. キリンソウの品種識別マニュアルの妥当性検査データ（品種識別検査）
4. 品種判定結果一覧
5. キリンソウの品種識別マニュアルの妥当性検査データ（品種内多型調査）
6. 品種内多型調査の検査結果の詳細

「DNA品種識別技術の妥当性の検証」実施の概要

1. 目的

H27 年度の品種保護に向けたDNA品種識別技術確立事業におけるDNA品種識別技術の妥当性の検証事業（以下「本事業」という。）は、国立大学法人鳥取大学が作成した「SSRマーカー及びSTSマーカーによる常緑キリンソウ品種のDNA品種識別マニュアル」について、一部の品種に対するマーカーと識別手法の妥当性の検証を行うことを目的とする。

2. 事業内容

1) DNA品種識別手法における妥当性確認方法等の決定

キリンソウの品種識別マニュアルに記載されているマーカーと識別手法につき、平成19年度農業・食品産業競争力強化支援事業により独立行政法人種苗管理センターが作成した「DNA品種識別技術の妥当性確認のためのガイドライン」(<http://www.ncss.go.jp/main/DNA/DNAguideline.pdf>、以下「妥当性ガイドライン」という。)に基づいて一部の品種について妥当性の検討を行い、マーカーと識別手法の妥当性を検証する。

2) 妥当性検証試験・試験結果のとりまとめおよび技術の妥当性の検証

キリンソウの品種識別について、妥当性検証試験を実施してその結果のとりまとめを行い、技術の妥当性について検証する。

3. 報告書の内容

本事業の報告書においては、下記の3項目に分けて報告する。

- 1) 「DNA品種識別技術の妥当性の検証」実施の概要
- 2) DNA分析によるキリンソウの品種識別手法の妥当性確認方法の決定
- 3) 「DNA分析によるキリンソウ品種の識別手法」の妥当性確認試験